

独立行政法人住宅金融支援機構の平成 28 事業年度等の評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成28年度の評価結果が「B」評定であったため、特段の反映を行っていない。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	平成 28 事業年度等の評価における主な指摘事項		平成 29 年度及び平成 30 年度の運営及び予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	平成 28 年度評価結果における指摘事項	<p>(住宅資金融通業務等の実施)</p> <p>人の高齢化だけでなく、マンションの高齢化も進んでいく中で、今後、高齢者の多いマンション管理（建替えを含む）の問題は深刻化していくことが予想される。このような問題解決に貢献することも機構に期待されている。そうした観点で、まだ数は多くないものの、試行的な取組が行われており、経験値を高めている点は評価できる。ただし、時間的な余裕は乏しいことから、この面での対応力を引き上げる努力を一層加速して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 横浜市の高経年団地再生のための総合的な支援の実現を目的として設立された「よこはま団地再生コンソーシアム」（平成 28 年 12 月設立）の金融支援ワーキングにおいて、民間金融機関（都市銀行、地方銀行等）とマンション建替えに必要な資金（事業資金及び高齢者向け返済特例を活用した購入資金）及びマンション共用部分リフォームに必要な資金について、それぞれが融資可能な対象及び補完可能な分野の確認を行うなど、団地再生に関する金融支援策の協調の実現（民業補完）に向けた取組を進めている。 • 老朽化マンション問題（修繕工事費に関する借入相談等）に適切に対応することを目的として、マンションストックの多い首都圏と近畿圏での取組体制を強化した（平成 30 年 4 月～）。これにより組織としての経験値（知見）や対応力も向上していくと見込まれる。

<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>平成 28 年度評価結果における指摘事項</p>	<p>(適切な内部統制の実施、積極的な情報公開) 2 件の情報漏えい案件があったことは非常に残念であるが、機構の管理の致命的な不備によって発生したとまでは言えない。インターネットを使ったサービスの提供は利用者の利便性を高めるために使わざるを得ない中で、事前の防止体制のレベルアップと事後的な被害を最小限に抑えるための努力を続けて欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委託先における個人情報流出事案を踏まえ、以下のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 受託金融機関等に対する対応 <p>各受託金融機関等のセキュリティレベルを客観的に把握し、助言・支援の妥当性及び納得性を高めるため、最高情報セキュリティアドバイザーを活用してセキュリティベースライン（セキュリティ対策の期待値）を策定した。平成 30 年度はこのベースラインを基準とした安全管理措置チェックシートによる書面検査を実施し、助言・支援型のモニタリングに注力している。</p> (2) 受託金融機関等以外の委託先に対する対応 <p>平成 29 年度中に個人情報の取扱いに関する調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、平成 30 年度から機構が委託の計画段階から個人情報の有無、取扱量等を把握できるよう書式等を変更した。また、個人情報を取り扱う委託先について、モニタリングの対象業務を拡大し、委託先管理を強化した。</p> (3) 機構内における技術的な対応 <p>手動による添付ファイルのパスワード設定漏れによる個人情報漏えいリスクを回避するため、社外メールに添付するファイルについて送信時に自動的に暗号化する仕組みを平成 29 年度に導入した。</p> <p>また、機構が保有する個人情報等の重要情報を守るため、共有ドライブ内の暗号化対策の強化を決定し、平成 30 年度中の導入に向けて対応している。</p>
-----------------------	-----------------------------	---	--

			(4) 情報セキュリティ事故が発生した場合の体制整備 昨年度以前に委託先で発生した大量の個人情報流失事案を踏まえ、情報セキュリティ事故が委託先で発生した際の機構内の体制（JHF-CSIRT）を整備し、構成員による訓練を行った。
	第二期中期目標期間評価結果における指摘事項	不祥事の再発防止に向けてコンプライアンスの徹底や職員が自発的に業務改善に取り組むための工夫などがなされている。その一方で、平成28年度には事務委託先への不正アクセスにより顧客情報の流出の可能性が高まる事案が生じた。これについては的確な対応がなされたが、今後は提携先に対する助言型監査のより一層の強化が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関の情報セキュリティ面でのモニタリングを強化するため、受託金融機関の状況に応じて最高情報セキュリティアドバイザーも検査に同行するとともに、当該セキュリティアドバイザーの支援を受けて、機構職員が知見を吸収してセキュリティに関する助言支援を行うなど、助言・支援型のモニタリングを進めている。 受託金融機関以外の委託先についても平成30年度はセキュリティベースラインを踏まえた上で、必要に応じて情報セキュリティアドバイザーもモニタリングに同行し、モニタリングの高度化を図る予定である。
財務内容の改善に関する事項	—	なし	なし
その他の事項	平成28年度評価結果における指摘事項	<p>業務及び財務において改善が着実に行われてきた。</p> <p>組織のモチベーションを維持し、一層の取組を促すためには、削減すべきところは削減しつつ、成果や努力に見合った報酬体系に変えていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるために、業績連動型賞与制度を平成29年度から導入した。 効率的かつ効果的な業務運営を行うために、全職員参加型のカイゼン活動を行う等業務に係る不断の見直しを行った。